

# 1 提出書類（様式第二十号の三）記載例

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載して下さい。（建設業以外に従事する者を含む）なお、兼業がある場合を除き、建設業許可申請書の「使用人数」と、一致した員数を記入してください。

事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載して下さい。

## 様式第二十号の三（第四条関係）

許可申請書の営業所一覧表（別紙2(1)）に記載した順に記載して下さい。

### 健康保険等の加入状況

（用紙A4）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇
〇〇営業所	10人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
合計	30人 (5人)				厚生年金保険	

（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数記載して下さい。

一括適用の承認、継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載して下さい。

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載して下さい。  
 ※建設国保に加入している場合は適用除外となります。（3を記載）  
 ※一括適用の承認を受けた営業所については健康保険・厚生年金保険欄は記入不要です。

※ 支店等が小規模な営業所等であるため、人事管理部門がある本店で全ての保険加入手続を行っている場合（一括適用の承認、継続事業の一括の認可に係る営業所を除く）は、「保険加入の有無」及び「事業所整理番号等」欄は本店と同一の内容を記載して下さい。

#### 記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年 法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。